



2025年9月12日

各位

会社名 株式会社 アイデミー
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 石川聡彦
(コード番号：5577 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部本部長 新原侑介
(TEL 03-6868-0998)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年11月下旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2025年10月7日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2025年10月7日（火曜日）
- (2) 公告日 : 2025年9月22日（月曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://aidemy.co.jp/publicnotice/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び目的事項について

2025年8月14日付プレスリリース「アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（同年8月15日付「(訂正)「アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」による訂正を含みます。）においてお知らせしましたとおり、アクセンチュア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（本新株予約権の行使により交付される当社株式は含みますが、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手段を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株

主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、併せて、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定であり、他方で、②本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、当社に対し、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、上記②の場合には当該要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集する場合には、その開催日程、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、上記①に記載の場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

（注）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- （ア）2019 年 6 月 27 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（行使期間は 2021 年 6 月 28 日から 2029 年 6 月 27 日まで）
- （イ）2020 年 5 月 28 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（行使期間は 2022 年 5 月 30 日から 2030 年 5 月 28 日まで）
- （ウ）2020 年 5 月 28 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（行使期間は 2022 年 9 月 1 日から 2032 年 5 月 31 日まで）
- （エ）2021 年 6 月 15 日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（行使期間は 2023 年 6 月 16 日から 2031 年 6 月 7 日まで）
- （オ）2021 年 6 月 15 日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（行使期間は 2021 年 6 月 21 日から 2031 年 6 月 20 日まで）

以上